

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税の減免申請手続きについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の納付が困難な人は、申請により減免を受けられる場合があります。

次の要件の①または②に該当する世帯が対象です。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った人

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の減収が見込まれ、次のアからウの全ての要件に該当する世帯

ア 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入が、前年に比べて30%以上減少する見込みであること

イ 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

ウ 減収が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※収入の減少が見込まれる事業所得について、令和3年中の所得が0円またはマイナス所得の場合は対象となりません。

※特別の事情がある場合を除き、軽減制度の適用を受けている場合は対象となりません。

## 手続き方法

納期限までに下記書類を健康推進課国保年金係へ提出してください。

1. 国民健康保険税減免申請書（令和4年度）
2. 新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の状況申告書、収入見込み額計算書
3. 収入の状況が確認できる書類（給与明細や事業帳簿など）

※1と2の様式はHPからダウンロードまたは健康推進課国保年金係窓口に用意があります。  
感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力をお願いします。

## 申請書等の提出・郵送先

〒959-2092 （住所記載不要） 阿賀野市役所健康推進課 国保年金係

## 受付期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

問い合わせ

阿賀野市役所 民生部 健康推進課 国保年金係

☎0250-62-2510 内線 2181

減免対象となる保険税や、計算方法等の詳細は裏面をご覧ください。

**【対象となる国民健康保険税】**

令和4年度の国民健康保険税で、納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にあるもの。

※加入手続きの遅れにより、令和4年4月以前分の国民健康保険税が令和4年4月以降の納期限になっている場合は、減免の対象となりません。

**【減免額】 保険税の減免額は次の計算式で計算されます****減免対象保険税額 (A × B / C) × 減免割合 (表1)**

A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額

C：世帯の主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

**【減免割合】 (表1)**

主たる生計維持者の令和3年中の合計所得額	減額又は免除の割合
300万円以下の場合	全額
400万円以下の場合	80%
550万円以下の場合	60%
750万円以下の場合	40%
1000万円以下の場合	20%

※事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除します。

**申請にあたっての注意点**

- 申請受付後の審査期間は、2週間程度です。(書類の不備や不足があった場合は、この期間を超えることがあります)
- 年税額が確定してからの審査になります。7月中旬より早く申請書の提出があった場合の審査期間は、7月中旬から2週間程度です。
- 減免決定通知書が届くまでに納期限が到来する分の保険税は納付してください。(口座振替の人は、納期限に振り替えます)
- 減免決定により既に納付した保険税に過誤納金が生じる場合は、還付します。